

## 海上旅客運送事業の最低賃金

### 中部運輸局管内

- (1) 平水区域の船舶
- (2) 沿海区域の100G/T未満の船舶
- (3) 沿海区域の100G/T以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復出来る区域に限定されているもの。

職 員：255,600円(7,400円UP)

部 員：193,350円(7,550円UP)

令和6年4月28日より効力発生

### 全 国

- (1) 遠洋及び近海区域の船舶
- (2) 沿海区域の100G/T以上の船舶

職 員：255,750円(7,400円UP)

事務部職員：200,750円(6,500円UP)

部 員：192,900円(6,000円UP)

令和6年2月21日より効力発生